学校施設開放事業の手引き

令和元年６月

雫石町教育委員会

**１　学校開放事業の趣旨**

　　学校開放事業は、住民スポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育上支障のない範囲で開放するものです。

　　関係法令においても学校教育上支障のない限り、学校施設を社会教育のために利用するように努めなければならないとされており、教育委員会では学校施設の開放に関する規則により町立学校の体育施設を町民に開放することに関して必要な事項を定めています。

　　学校には支障のない範囲で積極的に学校施設を開放していくこと、利用団体は、学校教育に支障のないよう、また近隣住民への迷惑がないように配慮することが望まれます。

　　相互理解により、連携を密にして推進しましょう。

学校開放に関する法令（抜粋）

○教育基本法

　　（社会教育）

第12条

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校

の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興

に努めなければならない。

　○学校教育法

（学校施設の社会教育への利用）

第137条　学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は

学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

　○社会教育法

（学校施設の利用）

第44条　学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、

学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

（学校施設利用の許可）

第45条　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許

可を受けなければならない。

２　[前項](javascript:void(0);)の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条　国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、[前条](javascript:void(0);)の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条　[第45条](javascript:void(0);)の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、[同条第１項](javascript:void(0);)の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

２　[前項](javascript:void(0);)の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

**２　学校開放を行う学校及び施設**

　　学校施設の開放を行う学校は町立学校全校で、開放する施設は体育館及び運動場としています。

**３　学校開放の日時**

　　学校開放の日時は次のとおりです。ただし、学校施設の管理運営上必要があると認められるときや学校施設の管理運営上支障がないと認められるときは、日時を変更して開放することがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 開放する日 | 開放する時間 |
| 体育館 | 休業日 | 午前８時～午後９時 |
| 休業日以外の日 | 午後５時～午後９時 |
| 運動場 | 休業日 | 午前５時～日没 |
| 休業日以外の日 | 午前５時～午前７時  終業時～日没 |

　※休業日とは、雫石町立小中学校管理運営規則第３条に定める日です。

**第３条**　学校の休業日は、[国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）](javascript:void(0);)に規定する

休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(１)　学年始休業日　４月１日から４月５日まで

(２)　夏季休業日　　７月26日から８月20日まで

(３)　冬季休業日　　12月26日から翌年１月20日まで

(４)　学年末休業日　３月21日から３月31日まで

(５)　その他特に教育委員会が休業を必要と認める日

**４　学校開放事業に登録できる団体**

　　学校開放事業に登録できる団体は、町内に在住、通勤又は通学するもので組織する団体で、次に掲げるとおりです。

　（１）町内の各行政区（行政区スポーツチーム）

　（２）町内の子供会、保育所（園）及び幼稚園

　（３）一般財団法人雫石町体育協会に登録されたスポーツ少年団

　（４）地区体育会

　（５）一般財団法人雫石町体育協会に加盟する各種目別協会等の団体

　（６）町内に住所を置く企業等

　（７）その他、教育長が必要と認めた団体

**５　学校開放施設の利用手続き**

学校開放施設を利用しようとする団体は、予め教育委員会への登録が必要です。また、登録された団体は、利用の都度、学校長の副申を得て教育委員会の許可を受けなければなりません。

　　なお、登録の有効期間は、毎年度４月１日から翌年３月31日までの期間ですが、登録有効期間途中で登録した場合は、当該年度の３月31日までの期間となります。

学校開放事業にかかる申請手続きの流れ

**①　登録申請書提出**

**教 育 委 員 会**

（生涯学習

スポーツ課）

**利　用　団　体**

**②　登録**

**③　利用申請書提出**

小・中学校

**④　副申**

**⑤　許可**

　① 団体は、「雫石町立学校開放事業団体登録申請書」を教育委員会（生涯学習スポーツ課）に提出

　② 教育委員会は、申請内容を審査し、適切と判断される場合に利用団体として登録（許可）

　③ 登録となった団体は、許可書を受領後、利用を希望する学校に「雫石町立学校施設開放利用申請書」を提出。

※申請書には団体登録許可書に付された許可番号を必ず記載願います。

　④ 学校は、申請内容を確認し、適当と判断される場合は教育委員会に副申

　⑤ 教育委員会は、申請内容を確認し、適切と判断される場合は、利用の許可

申請上の注意

　(1) 申請書を提出する際は、利用者名簿及び年間計画書を添付するとともに、記入漏れがないか確認し、遅くとも施設を使用する２週間程度前までに提出してください。

　(2) 長期間（１年間の通年利用）にわたって施設の利用を考えている団体は、利用申請書を数回に分けて提出してください。

【 担　当 】

雫石町教育委員会 生涯学習課生涯スポーツ担当 上和野

TEL／692-4181　FAX／692-4183

Email／s-kamiwano@office.town.shizukuishi.iwate.jp

　(3) 利用が許可になった場合でも、都合により利用できない場合がありますので、予めご了承ください。

　(4) 夏期は運動場を利用し、冬期は体育館を利用する団体は、先に利用許可を受けている団体と調整が必要な場合がありますので、その際は利用団体間で調整をお願いいたします。

**６　利用上の留意事項**

　　学校は、児童・生徒の教育の場です。利用団体は、学校教育及び学校管理上支障が生じないよう団体内で徹底してください。

**【禁止されている行為】**

　　　■　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

　　　■　指定した場所以外の場所に立ち入ること。

　　　■　指定した設備以外の設備を使用すること。

　　　■　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

　　　■　飲酒、喫煙をすること。

　　　■　暖房機器以外の火気の使用をすること。

　　　■　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いるなど、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

**７　施設使用中の安全管理**

　　利用団体は、開放施設の使用にあたり、鍵の管理や安全上の問題等への対応が必要となります。施設管理者である学校長の指示に従って必要な対策を講じてください。

　（１）鍵の管理

　　　　学校から鍵を預かる場合は、鍵の借用期間、鍵の管理者（管理責任者）、返還方法について明確にしたうえで、鍵の管理と運用をしてください。

　（２）使用状況の報告

　　　　利用団体は毎月ごとに、利用者数や使用学校名を記載した利用者集計表を、教育委員会生涯学習スポーツ課に翌月10日まで提出してください。

　（３）緊急時の連絡体制と事故報告

　　　　緊急事態が発生した場合には、必ず学校へ報告することを徹底してください。また、必要に応じて教育委員会生涯学習スポーツ課にも情報提供してください。

　（４）安全・防犯対策

　　　　開放施設以外の場所への立ち入りをしないことを周知徹底してください。また、利用後は、消灯・施錠を確実に行ってください。

　（５）暖房機器の取り扱い

　　　　火災を招くことのないよう使用上の注意を守り適切に使用し、消火の確認を徹底してください。また、消火の確認後においても暖房機器の周りには燃えやすいものを置かないことを徹底してください。

　（６）設備の修理等

　　　　開放利用に伴い、学校設備等の修理や交換が必要となった場合は、速やかに学校へ連絡し、対応について相談してください。なお、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、過失であっても損害賠償（原状復帰）していただくことになります。

**【利用上のルール・マナー】**

**■　施設利用中の管理責任を明確にするため、管理責任者を定めてください。**

　　・施設利用時の責任者を明確にして、責任者の指示に従ってください。

　　・利用中に近隣住民等から苦情があった場合は、責任者が責任と誠意をもって対応

してください。

**■　自己責任のもと学校施設を使用してください。**

　　　　・施設使用中に生じた事故は、利用団体の責任で対応してください。利用団体の

管理責任者は、速やかに学校長へ事故報告してください。

　　　　・施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、過失であっても損害賠

償（原状復帰）していただくことになります。なお、学校教育に支障が生じる

ことになるため、学校長の指示を仰ぎ、速やかに対応してください。

**■　鍵の授受及び施錠は責任をもって行ってください。**

　　　　・施設利用時は、学校と利用団体であらかじめ定めた鍵の授受方法により、利用

団体（管理責任者）が施錠してください。

　　　　・利用後は、消灯・施錠を必ず確認してください。

**■　清掃や器具の管理は責任をもって行ってください。**

　　　　・使用した備品は、必ず元の場所に戻してください。

　　　　・使用した体育館や運動場等はきれいに清掃・整備するとともに、ごみは必ず持

ち帰ってください。

**■　使用許可された時間を厳守してください。**

　　　　・開始時の準備は開始時間以降、また、終了時の片づけは終了時間前に行ってく

ださい。

**■　暖房機器は適切に使用してください。**

　　　　・暖房機器の取り扱いは、火災を招くことのないよう、適切に使用してください。

　　　　・暖房機器使用の都度、燃料を補給してください。

**■　利用団体が所有する備品等を学校に保管することは原則禁止です。**

・やむを得ず保管を要する場合は、学校と協議が必要です。

**■　その他**

　　　　・上記のほか、教育委員会と学校からの必要に応じての指示には従ってください。

　　　　・学校行事のため運動場に引かれているライン（白線）を消した場合は、元のとおり引き直してください。

**８　使用許可の取消し**

　　使用許可後、学校事情により使用許可を取り消すことがあります。また、利用上のルール・マナーを守れない場合には使用許可を取り消すことがあります。

**９　使用の不許可**

　　次のような使用は、許可できません。

　（１）営利を目的とする活動

　（２）政治を目的とする活動（公職選挙法に基づく活動を除く）

　（３）宗教を目的とする活動

　（４）公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる活動

　（５）その他施設の管理上支障があると認められる活動

**10　参考資料**

　・学校施設の開放に関する規則

　・学校施設の開放事業事務取扱要領

　・雫石町立学校開放事業団体登録申請（許可）書

・団体利用者名簿・年間計画書参考様式及び記入例

　・雫石町立学校施設開放利用申請（許可）書

　・学校開放利用者集計表記載例

○学校施設の開放に関する規則

平成18年４月１日教育委員会規則第11号

改正

平成23年９月22日教委規則第１号

学校施設の開放に関する規則

学校施設の開放に関する規則（昭和51年雫石町教育委員会規則第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、住民スポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、町立学校の体育施設を町民に開放することに関して必要な事項を定めるものとする。

（開放を行う学校等）

第２条　学校開放は、地域住民団体がスポーツ・レクリエーション活動の場として実施するものとし、学校施設の開放を行う学校は、町立学校全校（以下「開放校」という。）として、開放する施設は、体育館及び運動場（以下「開放施設」という。）とする。

２　学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、学校施設の管理運営上必要があると認められるときは、日時を変更して開放することができる。

（開放施設の管理責任者）

第３条　雫石町立小中学校管理運営規則（昭和39年雫石町教育委員会規則第１号）第34条及び教育財産管理規則（昭和56年雫石町教育委員会規則第５号）第２条の規定にかかわらず、開放校の校長は、教育委員会が学校施設の開放を行うものと決定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

２　開放施設を利用する団体として登録しようとするものは、管理上の責任を負うべき管理責任者を置かなければならない。

３　管理責任者は、教育委員会の指示を受け、開放施設の管理、開放施設を利用する者の危険防止及び安全の確保に当たるものとする。

（団体利用）

第４条　開放施設を利用することができるものは、町内に在住、通勤又は通学する者で組織する団体とし、開放施設を利用しようとする団体は、あらかじめ教育委員会に登録を行うものとする。

２　前項の規定により登録された団体は、利用のつど教育委員会の許可を受けなければならない。

（行為の禁止）

第５条　利用者は、開放校において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(１)　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(２)　指定した場所以外の場所に立ち入ること。

(３)　指定した設備以外の設備を使用すること。

(４)　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(５)　飲酒、喫煙をすること。

(６)　暖房機器以外の火気の使用をすること。

(７)　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（利用の停止等）

第６条　教育委員会は、利用者が前条の規定に違反し、又は開放施設の管理運営のためにする管理責任者の指示に従わないときは、開放施設からの退去を命ずることがある。

２　教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止若しくは開放校からの退去を命ずることがある。

（利用者の賠償責任）

第７条　利用者が、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、管理責任者は教育委員会に、その旨を速やかに届け出なければならない。

２　利用者は、故意又は過失により開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月19日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 開放する日 | 開放する時間 |
| 体育館 | 休業日 | 午前８時～午後９時 |
| 休業日以外の日 | 午後５時～午後９時 |
| 運動場 | 休業日 | 午前５時～日没 |
| 休業日以外の日 | 午前５時～午前７時  終業時～日没 |

備考　休業日とは、雫石町立小中学校管理運営規則第３条に定める日をいう。

○学校施設の開放事業事務取扱要領

平成18年４月１日教育委員会訓令第２号

教育委員会事務局

教育機関

学校施設の開放事業事務取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、学校施設の開放に関する規則（平成18年雫石町教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）第８条の規定に基づき、開放施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２　規則第４条の規定に基づき、開放施設を利用する団体として登録しようとするものは、雫石町立学校開放事業団体登録申請（許可）書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

（審査及び許可）

第３　教育委員会は、第２の規定による申請の内容に基づき団体の審査を行い、適切と判断した場合に限り、学校開放利用団体として許可書を与える。

（登録有効期間）

第４　第３の規定による許可を得た団体の登録有効期間は、毎年度４月１日から翌年３月31日までの期間とする。ただし、登録有効期間途中で登録した場合は、当該年度の３月31日までの期間とする。

（登録団体）

第５　学校開放事業に登録できる団体は、次に掲げるとおりとする。

(１)　町内の各行政区（行政区スポーツチーム）

(２)　町内の子供会、保育所（園）及び幼稚園

(３)　一般財団法人雫石町体育協会（以下「町体育協会」という。）に登録されたスポーツ少年団

(４)　地区体育会

(５)　町体育協会に加盟する各種目別協会等の団体

(６)　町内に住所を置く企業等

(７)　その他、教育長が必要と認めた団体

（団体の利用）

第６　登録が許可された団体は、雫石町立学校施設開放利用申請（許可）書（様式第２号）を学校に提出し、学校長の副申を得た後、教育委員会の利用許可を得て利用するものとする。

附　則

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月19日教委訓令第６号）

この訓令は、令和元年６月19日から施行する。

様式第１号（第２関係）

　　　令和３年度雫石町立学校開放事業団体登録申請（許可）書

申請年月日　　　令和　　 年　　 月　　 日

雫石町教育委員会教育長　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

学校開放事業の登録団体として次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者名 |  | 連 絡 先  電話番号 |
| 団　体　名 |  | 連 絡 先  電話番号 |
| 団体の代表者名 |  | 連 絡 先  電話番号 |
| 団体の施設  管理責任者名 |  | 連 絡 先  電話番号 |
| 団体の主な活動 |  | |
| 年間予想利用日数 | 夏期　　　　　　　　日 | 冬期　　　　　　　　日 |
| ＊審　　査  （教育委員会記入） |  | |

　＊団体の利用者名簿及び年間計画書を添付のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 雫石町学校開放登録団体許可書 | 登録番号  　　　 ― |
| 申請のあった上記団体を、審査の結果登録団体として許可する。  【登録団体名】  　　令和　　 年　　 月　　 日  雫石町教育委員会教育長　　　印 | |

**（記載例）**

**利用者名簿**　　　　　　　　　　　　　　　団体名：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No, | 役職等 | 氏名 | 性別 | 備考 |
| 1 | 代表者 | ○○ | 男 |  |
| 2 | 管理責任者 | ○○ | 女 |  |
| 3 | 監督 | ○○ | 男 |  |
| 4 | コーチ | ○○ | 男 |  |
| 5 | コーチ | ○○ | 女 |  |
| 6 | 選手 | ○○ | 女 | 雫石小学校〇年生 |
| 7 | 選手 | ○○ | 男 | 西山小学校〇年生 |
| 8 | 選手 | ○○ | 女 | 御明神小学校〇年生 |
| 9 | 選手 | ○○ | 男 | 七ツ森小学校〇年生 |
| 10 |  |  |  |  |

**年間計画書**　　　　　　　　　　　　　　　　団体名：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No, | 日時 | 活動内容 | 場所 |
| 1 | 〇/〇、〇、〇  （毎週〇曜日）  〇時～〇時 | 〇〇スポ少の練習 | 雫石中学校　体育館 |
| 2 | 〇/〇  〇時～〇時 | 練習試合 | 御明神小学校　運動場 |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |

様式第２号（第６関係）

雫石町立学校施設開放利用申請（許可）書

申請年月日　　令和　　 年　　 月　　 日

雫石町教育委員会教育長　 様

申請者 住所

　　　氏名 　　　　　　　　　　　　㊞

学校施設を利用したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利 用 学 校 名 | 小・中学校 | |
| 利 用 施 設 名 | 運 動 場 ・ 体 育 館 | |
| 利 用 の 目 的 |  | |
| 利 用 の 日 時 | 年　　月　　日  （　　　　曜日） | 午前・午後　　時　　分至  午前・午後　　時　　分迄 |
| 利用団体名(登録番号) | （団体登録番号　 ‐　 ） | |
| 代表者名及び管理責任者名 | 代表者名  (組織代表) | 管理責任者名  (利用代表) |
| 利用人数・連絡先(TEL) | 人・TEL | |

|  |
| --- |
| 【利用学校長の副申】  上記、学校施設利用申請について、学校運営上支障ありません。  令和　　 年 　月 　 日  雫石町立 　　 学校  校 長 　　 　　 印 |
| 【町立学校施設利用許可書】  　様  上記、登録団体の施設利用について、許可します。  ただし、学校施設の開放に関する規則を遵守すること。  令和 年　　 月　　 日  　　　　 　　　雫石町教育委員会教育長 　 印 |

